2020年11月10日 教育事業企画検討委員会

2020年11月13日 単位互換・京カレッジに関する事務担当者会議(報告)

大学コンソーシアム京都主催 京カレッジ「京都学講座」講座休止の取扱基準の改定、および「大学リレー講座」における講座休止の取扱基準の制定について

大学コンソーシアム京都

教育事業部

・　改定および制定の趣旨

大学コンソーシアム京都主催 京カレッジ「京都学講座」における講座休止の判断は、「プラザ科目」における取扱基準に沿って運用していたが、「プラザ科目」とは異なる時間帯で実施している特性を鑑み、独立した取扱基準として改定する。なお、時間帯に係る箇所以外について基本的に、同時に行う「プラザ科目」における授業・試験休止の取扱基準の改定内容に準ずる。

また、「大学リレー講座」においては、講座休止の取扱基準がなかったため、新たに制定する。

以上を踏まえ「京都学講座」および「大学リレー講座」をあわせた取扱基準は、下記のとおりである。

|  |
| --- |
| 　キャンパスプラザ京都で開講される大学コンソーシアム京都主催 京カレッジ「京都学講座」および「大学リレー講座」では、暴風警報や特別警報、特別警報に位置づける警報の発令時や、災害またはストライキ等で交通機関の運行休止等が発生した場合、および、上記に関わらず、講座の実施が困難であると大学コンソーシアム京都・教育事業部長が判断した場合、講座を休止する基準を以下のとおり定めています。１．講座の休止基準　１）講座当日において次の⑴、⑵、⑶いずれかに該当する場合、下記【判断基準および対応】で示した基準に沿って、講座を休止します。警報の発令・解除及び交通機関の運行状況は、テレビ・ラジオ等の報道機関あるいは気象庁のホームページ等で確認してください。　⑴　警報の発令　京都府南部または京都・亀岡区域（二次細分区域）に特別警報、特別警報に位置づける警報あるいは暴風警報が発令された場合　⑵　交通機関の運行休止　下記の①～⑤うち２つ以上該当するそれらの交通機関が同時に全面的・部分的に運行休止または運転見合わせの場合①京都市バス・京都市営地下鉄（全路線） ②ＪＲ（京都駅発着の在来線）③京阪電車（出町柳～淀屋橋または中之島間） ④阪急電車（河原町～梅田間）⑤近鉄電車（京都～大和西大寺間）　⑶　その他 　上記の基準に関わらず講座の実施について大学コンソーシアム京都・教育事業部長が困難であると判断した場合【判断基準および対応】○７：00以降、午前講座(※1)開始時刻までに警報発令または運行休止等が発生している場合：午前講座を休止○10：30以降、警報発令または運行休止等が発生している場合：午後講座(※2)を休止＊なお、講座実施中に警報発令または運行休止等が発生した場合は、原則として実施中の講座については休止しないものとします。※1「午前講座」：開始時刻が午前である講座※2「午後講座」：開始時刻が午後である講座　２）講座の前日あるいは前々日において、講座の実施が困難であると大学コンソーシアム京都・教育事業部長が判断した場合は、講座をあらかじめ休止します。※　なお、「京都学講座」の休止を教育事業部長が判断する場合は、原則、事前に京都学企画検討委員長と休止方針を確認していることとする。２．講座休止時の告知　大学コンソーシアム京都ウェブサイト(http://www.consortium.or.jp/)内「重要なお知らせ」にてお知らせします。３．講座休止後の措置　講座休止による振替日設定の有無等については、後日調整の上、大学コンソーシアム京都ウェブサイトやキャンパスプラザ京都1階掲示板等でお知らせします。〈参考〉 特別警報に位置づける警報 ・津　波：大津波警報 ・火山噴火：噴火警報（噴火警戒レベル４以上）及び噴火警報（居住地域） ・地　震：緊急地震速報（震度６弱以上） |

＜前提＞

「京都学講座」実施時間：10：00～11：30、12：30～14：00

「大学リレー講座」実施時間：10：30～12：00、13：30～15：00※午前は例外

以上